



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *16 公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *17 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 1
- *18 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 2
- *19 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (総務事務集中課)..... 3

○ 人事委員会告示

- *8 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程 (昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号) の一部改正 3

○ 監査委員告示

- *2 和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程 (昭和63年和歌山県監査委員告示第1号) の一部改正 5

規 則

和歌山県規則第16号

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則 (平成18年和歌山県規則第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(財務諸表) 第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、 <u>純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書</u> とする。	(財務諸表) 第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、 <u>キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。

和歌山県規則第17号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則 (昭和47年和歌山県規則第98号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物の定期報告)</p> <p>第9条 略 2～4 略 5 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第10条 略 2～5 略 6 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第8号及び第9号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年とする。</p> <p>(許可申請書に添付する図書)</p> <p>第14条 省令第10条の4第1項の規定により規則で定める図書又は書面は、申請の理由書並びに次の表の(ア)欄及び(イ)欄(法第43条第2項第2号の場合にあっては、次の表の(イ)欄に掲げる図書を除く。)に掲げる図書のほか、次に掲げる図書とする。 (1)～(5) 略 (6) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項、法第68条の5の2第2項又は法第68条の7第5項に規定するものにあつては、次の表の(ウ)欄に掲げる図書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>2・3 略</p>	<p>(建築物の定期報告)</p> <p>第9条 略 2～4 略 5 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第7号から第9号までの書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第10条 略 2～5 略 6 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年とする。</p> <p>(許可申請書に添付する図書)</p> <p>第14条 省令第10条の4第1項の規定により規則で定める図書又は書面は、申請の理由書並びに次の表の(ア)欄及び(イ)欄(法第43条第2項第2号の場合にあっては、次の表の(イ)欄に掲げる図書を除く。)に掲げる図書のほか、次に掲げる図書とする。 (1)～(5) 略 (6) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第68条の3第4項、法第68条の5の2第2項又は法第68条の7第5項に規定するものにあつては、次の表の(ウ)欄に掲げる図書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条及び10条の改正規定並びに第14条の改正規定(「若しくは第5項第3号」を「、第5項若しくは第6項第3号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第18号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1の2(第2条関係)</p> <p>1・2 略 3 和歌山県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年和歌山県条例第38号)第4条の規</p>	<p>別表第1の2(第2条関係)</p> <p>1・2 略 3 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第45条の13の規定に基づく手数</p>

定に基づく手数料

料

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第1条、第3条、第9条関係）					別表第1（第1条、第3条、第9条関係）				
附属機関の 名称	定数	委員の 要件	任期	所管部局	附属機関の 名称	定数	委員の 要件	任期	所管部局
略					略				
和歌山県役 務提供総合 評価審査委 員会	<u>10人 以内</u>	略	略	略	和歌山県役 務提供総合 評価審査委 員会	<u>5人 以内</u>	略	略	略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別紙（第2条関係） 「異動内容」欄記入要領 「異動内容」欄の記入要領については、次の各号に定めるところによる。 1～14 略 15 休職にする場合 「ウのためエにより休職にする 休職の期間は 年 月 日までとする」と記入する。ただし、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定により休職にする場合には</u> 、「休職の	別紙（第2条関係） 「異動内容」欄記入要領 「異動内容」欄の記入要領については、次の各号に定めるところによる。 1～14 略 15 休職にする場合 「ウのためエにより休職にする 休職の期間は 年 月 日までとする」と記入する。ただし、 <u>地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職にする場合には</u> 、「休職の期間は 年 月 日

期間は 年 月 日までとする」の記入は要しない。

16～19 略

20 職員が退職した場合(ただし、前号、次号、第26号、第33号及び第34号の場合を除く。)

「退職した」と記入する。

21 職員が定年退職をする場合

「地方公務員法第28条の6第1項の規定により 年 月 日限り定年退職」と記入する。

22～25 略

26 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

「地方公務員法第28条の7の規定による期限の到来により 年 月 日限り退職」と記入する。

27 地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をする場合

「地方公務員法第28条の2第1項本文の規定によりア(イ)に降任させる」と記入する

28 地方公務員法第28条の2第1項本文の規定により他の職への転任をする場合

「地方公務員法第28条の2第1項本文の規定によりア(イ)に転任させる」と記入する

29 職員の定年等に関する条例(昭和59年和歌山県条例第3号)第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

「職員の定年等に関する条例第9条エの規定により 年 月 日まで異動期間を延長する」と記入する。

30 異動期間の延長事由の消滅により他の職への降任をする場合

「異動期間の延長事由の消滅によりア(イ)に降任させる」と記入する。

31 異動期間の延長事由の消滅により他の職への転任をする場合

「異動期間の延長事由の消滅によりア(イ)に転任させる」と記入する。

32 定年前再任用を行う場合

「ア(イ)に定年前再任用する 任期は 年 月 日までとする」と記入する。

ア(イ)の末尾に「週 時間 分勤務」と記入する。

33 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員が当然退職する場合

「定年前再任用の任期の満了により 年 月 日限り退職」と記入する。

34～80 略

までとする」の記入は要しない。

16～19 略

20 職員が退職した場合(ただし、前号、次号、第26号、第30号及び第31号の場合を除く。)

「退職した」と記入する。

21 職員が定年退職をする場合

「地方公務員法第28条の2第1項の規定により 年 月 日限り定年退職」と記入する。

なお、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条の規定により退職する場合

「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条の規定により昭和60年3月31日限り退職」と記入する。

22～25 略

26 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

「地方公務員法第28条の3の規定による期限の到来により 年 月 日限り退職」と記入する。

27 再任用を行う場合

「ア(イ)に再任用する 任期は 年 月 日までとする」と記入する。

なお、再任用短時間勤務の場合
ア(イ)の末尾に「週 時間 分勤務」と記入する。

28 再任用の任期を更新する場合

「再任用の任期を 年 月 日まで更新する」と記入する。

29 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合

「任期の定めのない職員となった」と記入する。

30 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

「地方公務員法第28条の4の規定による任期の満了により 年 月 日限り退職」と記入する。

31～77 略

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年和歌山県人事委員会規則第68号）附則第8項の規定による人事異動通知書を交付する場合の「異動内容」欄記入要領は、次のとおりとする。

(1) 暫定再任用を行う場合

「ア（イ）に暫定再任用する
任期は 年 月 日までとする」と記入する。

なお、暫定再任用短時間勤務の場合

ア（イ）の末尾に「週 時間 分勤務」と記入する。

(2) 暫定再任用の任期を更新する場合

「暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新する」と記入する。

(3) 暫定再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

「暫定再任用の任期の満了により 年 月 日限り退職」と記入する。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第2号

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県代表監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決) 第5条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関する次のこと。</u> ア <u>個人情報ファイル簿の作成（第75条第1項）</u> イ <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等（第82条、第93条及び第101条）</u> ウ <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長（第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項）</u> エ <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例（第84条、第95条及び第103条）</u> オ <u>事案の移送（第85条第1項及び第96条第1項）</u> カ <u>第三者に対する意見書提出の機会の付与（第86条）</u> キ 保有個人情報の提供先への通知（第97条） ク 行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査（第114条第1項） ケ 行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査結果の通知（第114条第2項及び第3項） コ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する</p>	<p>(専決) 第5条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）に関する次のこと。</u> ア <u>個人情報ファイル簿の作成（第15条第1項）</u> イ <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等（第21条、第31条及び第37条）</u> ウ <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長（第22条、第32条及び第38条）</u> エ 第三者に対する意見書提出の機会の付与（第23条及び第45条の8） オ <u>開示請求の特例に係る個人情報の内容、開示の方法等の決定（第25条）</u> カ 保有個人情報の提供先への通知（第33条） キ <u>実施機関非識別加工情報の提案に係る審査（第45条の7第1項）</u> ク <u>実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知（第45条の7第2項及び第3項）</u> コ 実施機関非識別加工情報の利用に関する</p>

契約の締結 (第115条)
サ 行政機関等匿名加工情報の作成 (第116条第1項)
(7) 個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号) に関する次のこと。
ア 個人情報ファイル簿の修正 (第21条第3項)
イ 個人情報ファイル簿の消除 (第21条第4項)
2・3 略

契約の締結 (第45条の9)
コ 実施機関非識別加工情報の作成 (第45条の10第1項)
(7) 和歌山県個人情報保護条例施行規則 (平成15年和歌山県規則第90号) に関する次のこと。
ア 個人情報ファイル簿の修正 (第2条第4項)
イ 個人情報ファイル簿の消除 (第2条第5項)
2・3 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。